

特定査証

※ 申請書類は、A4サイズかつ片面記載のもの（原則、両面記載のものは不可）
をご提出ください。

19) 特定活動（日系四世「日本文化等を理解するための活動」）

● 制度概要

（法務省HP） http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00166.html

1. 旅券（オリジナル）
2. 査証申請書（オリジナル）
※署名は旅券と同じ書体にしてください
3. 写真1枚4.5cm×4.5cm（最近撮影した鮮明なもの）
※3cm×4cmでも可
4. 在留資格認定証明書（オリジナルとコピー）
5. 申請人の身分証明書RG（認証済みのコピー）

備考：

1. 旅券の有効期間：原則として申請時に残存有効期間が6ヶ月以上あるもの。
2. 必要に応じて、他の書類の提出をお願いする場合があります。
3. 在留資格認定証明書とは？

外国人が上陸審査の際に我が国において行おうとする活動が入管法上のいずれかの在留資格（短期滞在を除く）に該当する活動である等の上陸条件に適合していることを証明するために、法務省の各地方入国管理局において事前に交付される証明書です。（日本国内の代理人による申請が可能です。）

在留資格認定証明書が交付された後、代理人は同証明書を申請人に送付し、申請人は同証明書を在外公館に提出して査証を取得します。申請人は、在留資格認定証明書が発行されて3ヶ月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸審査の申請を行わなければなりません。